



①アイヌ※の人々（固有の歴史・文化をもつ人々）の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事・口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。また、アイヌであることを理由として結婚や就職などの場面で差別される、動物に例えられる、食文化で差別されるなどの人権侵害は今も続いています。アイヌの人々の民族としての誇りを尊重し、アイヌの人々に対する理解と認識を深めることが必要です。

※「アイヌ」とは、アイヌ語で「カムイ」（神々、自然）に対する「人間」という意味です。令和元年（2019年）5月、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、政府は、アイヌ施策の総合的な企画・立案・推進に取り組んでいます。



②犯罪被害者の人権

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪などによる被害は、ある日、突然、理不尽に誰の身にも起こり得ます。犯罪被害に遭うと身体を傷つけられ、生命を奪われるなどの身体的・精神的被害のほかに、稼ぎ手が失われることにより収入が途絶え、生活ができないといった財産的被害、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の心無いうわさや中傷、偏見により、精神的苦痛を受けます。こうした犯罪後に生じる被害を二次的被害と呼びます。犯罪被害者やその家族は長期にわたり、二次的被害にも苦しみ、その日常生活は一変します。被害者の身近にいて、いつでも支援することのできる周囲の人々の適切な対応が、犯罪被害者とその家族が一日も早く地域で平穏な暮らしをとり戻すための一助となります。

平成17年（2005年）4月に施行された「犯罪被害者基本法」は、犯罪等の被害に遭われた方やその家族・遺族の権利や利益を保護することを目的としています。このため、国や地方公共団体に対して、様々な施策を推進して、目的を果たすよう定めています。

犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」



③刑を終えて出所した人の人権

刑を終えた人、保護観察中の人（仮釈放者、少年院仮退院者など）やその家族に対する偏見や差別は根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多く、社会復帰を困難にしています。また、このことが再犯に陥る要因の一つともなっています。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、こうした人々やその家族に対する偏見や差別をなくしていくことが大切です。

特に、社会復帰には雇用の場の確保が重要であるため、事業所の理解を得るための啓発に努めるとともに、単独で生活を立て直すことが困難な高齢者や障がい者に対しては、地域での生活を支援するため、地域生活定着支援センター※において、福祉サービスの利用援助や相談などを行います。

※地域生活定着支援センター

高齢または障がいを有することにより、刑務所、少年刑務所、拘置所および少年院から出所・出院した後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護観察所と協働して、出所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援を行う機関です



④災害被災者の人権

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行為は、重大な人権侵害になり得るだけではなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動を取れるよう呼びかけていくことが必要です。特に、避難所等ではプライバシーの確保のほか、女性・高齢者・障がい者等への配慮が必要となります。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災で発生した原子力発電所事故に伴う偏見や差別は今なお続いています。

⑤人身取引被害者の人権

「人身取引（性的サービスや労働の強要等）」とは、暴力・脅迫・誘拐・詐欺などの手段を用いて、支配下に置かれたり、引き渡されたりして、性的サービスや労働などを強要される、臓器を摘出・売買される犯罪であり、重大な人権侵害です。被害者の多くは社会的・経済的に弱い立場にある女性や子どもたちですが、男性も被害者となり得ます。

また、暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられた場合には、たとえ被害者が性的搾取や労働搾取されること、臓器を摘出されることに同意していたとしても、「人身取引」に該当します。

さらに、18歳未満の児童の場合は、性的搾取、労働搾取、臓器摘出の目的で支配下に置いたり、引き渡したりすれば、金銭の授受や暴力、脅迫、詐欺などの手段が用いられない場合でも、「人身取引」とみなされます。これらの行為は、刑法の略取・誘拐罪や人身売買罪、児童福祉法違反の罪に該当することとなります。

私たちの周りにも、人身取引で苦しんでいる人がいます。人身取引の被害者と思われる人の情報などを見聞きしたり、被害者から助けを求められたりしたら、最寄りの警察署や地方出入国在留管理局に連絡してください。



⑥拉致被害者の人権

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。1991年以来、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しましたが、北朝鮮側は頑なに否定し続けました。しかし、北朝鮮は、2002年9月の第1回日朝首脳会談において、ようやく初めて拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束しました。同年10月には、5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国しました。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、2004年5月の第2回日朝首脳会談において、北朝鮮側から、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにも関わらず、未だに北朝鮮から納得のいく説明がなされていません。残された被害者たちは、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っています。

北朝鮮当局による日本人拉致は、日本に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。拉致問題は、わが国の喫緊の国民的問題です。これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

